（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第七条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。附則において「障害者支援施設等基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　設備及び運営に関する基準（第四条―第四十三条の二）	第二章　設備及び運営に関する基準（第四条―第四十三条）
附則	附則
（趣旨）	（趣旨）
第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	**第一条**　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第二十一条第七項、第二十二条第四項、第二十四条、第三十三条、第三十五条の二、第三十七条第二項、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第四十三条の二の規定による基準	三　法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第二十一条第七項、第二十二条第四項、第二十四条、第三十三条、第三十九条、第四十条及び第四十三条の規定による基準
四・五　（略）	四・五　（略）
（障害者支援施設の一般原則）	（障害者支援施設の一般原則）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	3　障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
（非常災害対策）	（非常災害対策）
第七条　（略）	**第七条**　（略）
2　（略）	2　障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
3　障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	（新設）
（職員の配置の基準）	（職員の配置の基準）
第十一条　障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。	**第十一条**　障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　就労移行支援を行う場合	五　就労移行支援を行う場合
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
（削る）	ニ　イ(2)の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
ニ　（略）	ホ　（略）
六・七　（略）	六・七　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）